

- 一、賃銀即時値上げサレタシ
 - 一、食堂ヲ設ケラレタシ
 - 一、食事休憩ハ一斉ニサレタシ
 - 一、工場ノ都合ニ依リ休業ノ場合ハ日給ノ金額ヲ支給セラレタシ
 - 一、年二回ニ賞與ヲ支給サレタシ
 - 一、退職手當ヲ制定サレタシ
 - 一、年二回定期昇給サレタシ 但シ一回五銭以上トスルコト
 - 一、作業取ヲ支給サレタシ
 - 一、四大節ヲ公休トシテ日給ヲ支給サレタシ
 - 一、残業増ヲ考慮サレタシ
- 昭和十二年二月二十一日
- 三星繪具工場従業員一同
- 全日本労働総同盟関東合同労働組合
- 社長 長戸重太郎殿

別記(二)

簡書

今般三星繪具製造所所従業員間ノ賃銀値上外ハ項目ニ亘ル賞與一閉スル紛
 議ハ日白警署署ノ特高主任ノ調停ニ依リ左記条件ヲ以テ円満解決シタリ
 依而各建署ノ上後日ノ為メ 一通宛ヲ所持スルモノナリ

記

- 一、賃銀値上ノ件 本件ハ即時五分値上承認
- 一、食堂設置ノ件 承認
- 一、食事休憩一斉ノ件 原則承認(但シ特別ノ場合ハ休憩ヲ一斉ニセザルニテ可シ)
- 一、工場ノ都合ニ依リ休業ノ日給支給ノ件 承認
- 一、年貳回賞與支給ノ件 本件ハ従来ノ物品並ニ現金ヲ合セテ現金トシテ支給スル事
- 一、退職手當制定ノ件 承認
- 一、年二回定期昇給ノ件 本件ハ左ノ通り昇給セシム
 - 本日給五十銭迄ノ者ハ参ケ月毎ニニ銭
 - 但シ参ケ月ヲ通ジテ参日開ノ休ハ皆勤ト見做ス
 - 只日給六十銭迄ノ者ハ四ケ月毎ニ参銭
 - 但シ四月ヲ通シテ四日間ノ休ハ皆勤ト見做ス
 - 八日給八十銭迄ノ者ハ六ケ月毎ニ四銭